別紙１

令和８年度 T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市 開催準備
全体コーディネート業務委託　仕様書

１　委託業務の名称

令和８年度　T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市 開催準備全体コーディネート業務

２　委託業務の目的

令和９年度に開催予定の「T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市」の開催準備を総合的にコーディネートすることで、見本市が円滑かつ効果的に開催できるようにすることを目的とする。

３　対象行事

（１）名　　称　T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市
（２）開催時期　令和９年10月28日（木）～10月30日（土）
（３）場　　所　富山産業展示館（テクノホール）富山市友杉1682番地
（４）開催趣旨　富山の優れたものづくり技術や製品を国内外に情報発信し、商談機会の創出を図るとともに、学生・生徒等の県内ものづくり産業への関心を喚起し、併せてものづくりマインドの涵養を図ることを目的とする。
（５）開催概要　別紙２のとおり（第１回実行委員会資料）

４　委託期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

５　委託業務の内容

受託者は、「T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市」の開催準備に係る全体コーディネーターとして、次の業務を実施すること。なお、各業務に要する経費の配分は、契約上限額の範囲内で事業効果の最大化が図られるように設定のうえ提案すること。

（１）富山県ものづくり総合見本市実行委員会事務局業務

①事務局体制の構築

「T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市」において、別途契約予定の国内バイヤー招へい商談会業務、海外バイヤー招へい商談会業務、会場設営業務、警備駐車場整理業務等と十分な連携を図れる事務局体制を構築すること。

②企画立案検討チーム会議の開催および運営

見本市の円滑な開催に向け、事業の進捗状況、実施内容、課題および今後の対応方針等を確認・検討するため、企画立案検討チーム会議を設置し、原則として月１回程度開催すること。

また、会議の開催に当たっては、開催日時や場所の調整、議題の設定、必要資料の作成および関係者への連絡等を行うとともに、会議終了後は、協議内容、決定事項、今後の対応事項等を整理した議事録を作成し、本契約の委託者に提出すること。

③見本市開催に向けた全体工程表の作成および進捗管理

見本市の開催に向けて必要な業務について、本契約の委託者及び関係者との調整のうえ、作業項目、作業時期、役割分担を示した令和10年２月末までの全体工程表を作成し進捗管理を行うこと。作成に当たっては、別途契約予定の業務を含めたものとすること。

また、当該工程表に基づき、各業務の進捗状況を定期的に確認し、遅延や課題が生じた場合は、その原因および対応策を整理の上、本契約の委託者と協議し、必要に応じて工程表の見直しを行うこと。

④会場使用スケジュール案と会場レイアウト素案の作成

別紙３を参考に、本契約の委託者及び関係者との調整のうえ、富山産業展示館の各会場の使用状況を一覧化した会場使用スケジュール案と会場レイアウト素案を作成すること。

⑤問合せ対応

出展希望者等からの問合せについて、電話、電子メール、Webフォーム等により対応すること。必要に応じて、よくある質問と回答を整理したFAQ等を作成し、ホームページ等を通じた情報提供を行うこと。なお、受託者のみで判断できない事項については、速やかに本契約の委託者に報告し、対応方針を協議すること。

⑥その他事務局業務

その他、事務局業務として必要な業務について、実行委員会と協議のうえ実施すること。

（２）展示会の企画運営（出展者募集、来場者確保、広報等）に関する業務

①出展要項の作成

実行委員会と協議のうえ、出展者の募集に必要な出展要項を作成すること。出展要項には、見本市の開催概要、開催までのスケジュール、関連イベント、出展小間の規格・仕様・出展料、申込方法、問い合わせ先その他必要事項を記載すること。

なお、実行委員会事務局（海外出展者担当窓口）が、「海外出展者向けの出展要項」を作成することから、海外出展者担当窓口の作業スケジュールを考慮しながら作成を進めること。また、出展要項に記載する事項について、海外出展者担当窓口と必要な連絡調整を行うこと。

②出展申込Webフォームの作成及び運用

国内外の出展者がインターネットを通じて出展申込を行えるWebフォームを作成し、運用すること。フォームには、企業・団体名、所在地、担当者、連絡先、出展内容、必要小間数、企業紹介、学生のブース来訪の可否等、出展管理に必要な項目を設定すること。

海外出展者向けには、英語及び中国語（簡体字・繁体字）による申込案内及び入力項目の表示に対応すること。

なお、出展者情報については、利用目的を明確にしたうえで適切に管理し、出展者情報保護に必要な措置を講じること。

③公式ホームページの制作及び運用

「T-Messe2027富山県ものづくり総合見本市」の公式ホームページを制作し、運用すること。ホームページには、見本市の開催概要、出展募集要項、申込フォーム、出展者リスト、各種イベントの内容、アクセス情報、会場案内図、FAQ及び問い合わせ先等を掲載すること。また、スマートフォン、タブレット及びパソコン等の各種端末から閲覧しやすい構成とし、利用者が必要な情報や申込ページに容易にアクセスできるよう設計すること。

海外出展者向けには、英語、中国語（簡体字・繁体字）による表示に対応すること。また、公式ホームページの仕様決定や運用に当たっては、海外出展者担当窓口も含め、調整を行うこと。

なお、出展者や利用者等の個人情報の適切な管理を徹底し、情報漏えいや不正アクセス等の防止に努めるなど、情報セキュリティに十分配慮すること。

④出展者募集に係る広報の企画及び実施

県内外の出展者を確保するため、県内企業（1000社程度を想定）、県内外団体（200箇所を想定）や前回出展者（306社）へダイレクトメール（DM）を送付すること。また、企業関係者に対して出展者募集を伝えることのできる効果的な広報施策を企画し実施すること。

⑤来場者確保に係る広報の企画

県内外の企業関係者、バイヤー、学生の来場を促進するための広報施策を企画すること。広報に当たっては、ダイレクトメール（DM）や新聞・業界紙の広告、SNS広告等の効果的な広報施策を企画すること。

⑥来場者の事前登録及び当日受付体制の企画

来場者の利便性向上及び受付業務の効率化を図るため、来場者の事前登録及び当日受付に対応した受付体制を企画すること。また、事前登録者及び当日登録者の双方に円滑に対応できる受付手順を整理すること。

なお、来場者情報については、利用目的を明確にしたうえで適切に管理し、個人情報保護に必要な措置を講じるよう計画すること。

⑦ポスターデザインの制作、ポスターの印刷・配布

県内外、海外の出展者やバイヤーの募集を促進し、来場者の増加を目的として、見本市の認知度向上及び参加意欲の喚起につながるポスターデザインを制作すること。制作するデザインは、公式ホームページ、チラシ、パンフレット、SNS広告、その他の広報媒体にも活用するため、A0～A4サイズの変更に耐えられるものとし、以下の指定の文字を記載すること。

・イベントタイトル：T-Messe2027
・サブタイトル：富山県ものづくり総合見本市
・開催期間：2027年10月28日（木）～10月30日（土）
・開催場所：富山県産業展示館（テクノホール）　富山市友杉1682番地

また、デザインの制作者については、委託者が指名する複数（見積上は３者で見積もること。）の候補者へ制作を依頼すること。また、委託者による確認及び修正指示に対応し、複数回の校正を行うものとする。

また、A2紙面300部を印刷し、委託者の指定する箇所（45箇所を想定）へ発送すること。

（３）「ビジネス機会の創出」に関するイベントの企画調整業務

①国内バイヤー招へい商談会、海外バイヤー招へい商談会に向けた調整

国内バイヤー招へい商談会、海外バイヤー招へい商談会については、次年度以降、委託事業者を選定することとしているものの、本契約の委託者及び関係者と協議のうえ、実施に向けた調整（例：使用場所の検討など）を行うこと。

②メーカープレゼンテーションの企画

自社の事業内容、製品、技術、サービス等を来場者に紹介し、ビジネスにつなげることを目的としたメーカープレゼンテーションを、本契約の委託者及び関係者と調整のうえ、企画すること。

③海外投資環境セミナー、ものづくりへのデジタル技術等の活用に関するセミナーなどの調整

見本市で実施予定の関係団体が行うセミナーについて、実施予定団体と協議のうえ、実施に向けた調整（例：使用場所の検討など）を行うこと。

④企画展示の企画立案

県内産業の振興に資する新たな産業の方向性を示すことを目的とした企画展示の企画立案（例：フィジカルAIなど）を行うこと。立案に当たっては、出展者の関心を高めるとともに、自社の事業への活用について気づきを得られるものとなるよう工夫すること。

なお、企画展の出展企業団体や構成内容、展示品等は、本契約の委託者と協議のうえ決定するものとする。

⑤出展者・バイヤー等の名刺交換会の企画

出展者及びバイヤー等の交流を促進し、商談機会の創出につなげることを目的とした名刺交換会を、本契約の委託者及び関係者と調整のうえ、企画すること。なお、日時場所は次のとおりとする。

日時：令和９年10月28日（木）見本市終了後

場所：富山産業展示館

⑥企業研究ラリーの調整

見本市で実施予定の企業研究ラリー（県内学生・生徒が出展企業のブースを巡り、各企業の技術や製品に関する説明を受けることを通じて、ものづくり産業への関心を高めることを目的としたもの）を、本契約の委託者及び関係者と協議のうえ、実施に向けた調整（例：来場のための移動手段の検討など）を行うこと。

（４）「ものづくりマインドの涵養」に関するイベントの調整業務

見本市で実施予定の「ものづくりマインドの涵養」に関するイベント（ミニ四駆TOYAMA大会、科学ものづくり教室、ミニドローンプログラミング教室、ロボ魂とやま大会）について、本契約の委託者及び関係者と協議のうえ、実施に向けた調整（例：使用

場所の検討など）を行うこと。

６　納入成果物

（１）納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

①委託者との打合せの際に作成した資料等の編集可能な電子データ（企画立案検討チーム会議の議事録、全体工程表、見本市当日の会場使用スケジュール案および会場レイアウト素案、出展要項など）

②ポスターデザイン、ポスター（A3片面のPDFによる電子データ、A2紙面300部）

③本事業に係る情報発信の際に発生した成果物（画像、動画、テキストデータなど）

④業務報告書（製本版１式、電子データ１式）

（２）納入期限

令和９年３月31日（水）

（３）納入場所

富山県商工労働部成長産業推進室立地通商課

７　実績報告書の提出

提出先：富山県ものづくり総合見本市実行委員会
（富山県商工労働部成長産業推進室立地通商課物流通商担当）

８　その他

（１）委託業務により新たに生じた著作権については、すべて富山県に帰属するものとする。

（２）本契約に基づく成果物の二次的な利用（ただし、本来の趣旨を外れる改編等がない範囲での県ＨＰでの利用や会議等説明資料としての複写利用を除く。）については、事前に受注者の了承を得るものとする。

（３）受託者は、本委託業務の実施のために受託者が用意した第三者の著作権、肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに、その旨を報告すること。

（４）成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

（５）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて実行委員会と協議するものとする。